

文部科学省における 金融経済教育の取組について



平成26年11月11日(火)



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省における消費者教育・金融経済教育の取組について

学校教育における取組

〈小・中・高等学校〉

【学習指導要領に基づく取組】

学校教育においては、小・中・高等学校の社会科・公民科、家庭科などの教科を中心に、児童生徒の発達段階を踏まえ、消費者教育・金融経済教育に関する内容を指導することとしている。

(例)

小学校家庭科：身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できるようにすること

中学校社会科(公民)：契約の重要性やそれを守ることの意義、個人の責任に気付かせること

高等学校家庭科：クレジットカードの適切な利用や多重債務問題など消費生活と生涯を見通した経済の計画について理解させること

※現行学習指導要領(小学校：H23～、中学校：H24～、高等学校：H25～)

【学校教育における消費者教育の推進】

(平成26年度予算額：7百万円(25年度予算額：8百万円))

関係機関や団体等との連携の下、学校における消費者教育の実践的な取組について調査研究を行うとともに、消費者教育に関する協議会を通じた成果の普及等を図ることにより、学校における消費者教育の推進を図る。

〈大学等〉

【大学等への要請】

各大学等に対し、学生への消費者生活における啓発や学生相談体制の充実を推進するよう促すための通知を平成19年2月27日に発出。そのほか、「学生指導研修会」(地区別に開催)等において、大学等の学生支援担当者に対し消費者トラブルについて注意喚起を実施している。

【大学等及び社会教育における消費者教育の指針の作成】

平成23年3月30日、「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を作成。消費者教育の目的及び戦略を明確にするとともに、大学等及び社会教育における消費者教育の方向性について提示。

平成23年5月24日付け生涯学習政策局長及び高等教育局長の連名通知により、大学、短期大学、高等専門学校並びに、都道府県及び市町村教育委員会に周知。

社会教育における取組

【大学等及び社会教育における消費者教育の指針の作成】(再掲)

【親子用の教材や実践に当たっての手引きの作成】

親子を対象にした消費者教育を推進するため、親子が継続的に使用し、消費者教育の浸透を図ることができる具体的な教材(すごろく)を作成。あわせて、企画実施者向けの手引きを作成。(平成23年度)

【地域における消費者教育実践のヒント集の作成】

連携・協働体制構築のため、消費者教育フェスタの実施から見えてきた課題や効果、先進事例の紹介など、地域における消費者教育が効果的に推進されるためのヒント集を作成。(平成24年度検討、平成25年度発行)

連携・協働の促進

【教育委員会と消費者担当部局の連携促進】

教育委員会等の関係者に対し、消費者担当部局との連携強化を始め、消費者基本法・消費者基本計画等の趣旨に添って消費者教育を推進するよう促すための通知を平成18年3月31日に発出。その後も、各種会議を通じ、通知の内容について周知。

【消費者教育フェスタの開催】

文部科学省の消費者教育の取組の成果を報告するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場における消費者教育の推進方策を参加者の参加を得て話し合い、今後の消費者教育の更なる推進を図る。(平成22年度より)

【連携・協働による消費者教育推進事業】

(平成26年予算額：15百万円(平成25年度予算額：17百万円))

消費者教育アドバイザーの組織化・派遣や、社会教育の仕組みや取組を活用した実証的調査研究等を通じて、地域における多様な主体の連携・協働による効果的な体制づくりを進める事業を実施。

【消費者教育に関する取組状況調査】

大学等、都道府県及び市区町村教育委員会に対して、平成22年度に調査を実施。調査結果を踏まえ「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を策定し、取組事例や調査結果を報告書としてとりまとめ自治体、大学等へ周知。

平成25年度にフォローアップ調査を実施。消費者教育推進委員会において、調査結果の分析等実施中。

学校教育における取組



文部科学省

MINISTRY OF
EDUCATION, CULTURE,
SPORTS, SCIENCE AND
TECHNOLOGY

学習指導要領における金融や消費者教育に関する主な内容

※小・中学校学習指導要領は平成20年3月28日改訂、高等学校は平成21年3月9日改訂

※アンダーラインは、上記改訂における主な改善事項

小学校

●身近な消費生活【家庭科】

物や金銭の大切さ・計画的な使い方、買物(適切な購入等)など

中学校

●市場の働きと経済【社会科(公民)】

価格の働き、金融などの仕組みや働き、職業の意義と役割(勤労の権利と義務等)など

●国民の生活と政府の役割【社会科(公民)】

消費者の保護(消費者の自立支援等の消費者行政等)、租税の意義と役割など

●家庭生活と消費【技術・家庭科(家庭)】

消費者の基本的な権利と責任(消費者基本法、消費生活センター、クーリング・オフ制度等)、販売方法、適切な選択・購入・活用(環境への配慮、電子マネー等)など



高等学校

●現代経済の仕組みと特質【公民科(政治・経済)】

経済活動の意義、国民経済における家計・企業・政府の役割、市場経済の機能と限界(環境保全、消費者問題等)、物価、経済成長と景気変動、財政・金融の仕組みと働きなど

●生活における経済の計画と消費【家庭科(家庭総合)】

経済の管理や計画、意思決定・主体的判断、消費者の権利と責任(多重債務等の消費者信用をめぐる問題、自立と支援等)、生活資源とその有効活用、生活設計など



学習指導要領 教科の内容構成（イメージ） 社会、公民の内容

小学校社会	3・4年	(1) 身近な地域や市（町，村） (2) <u>地域の人々の生産と販売</u> (3) 飲料水，電気，ガス，廃棄物 (4) 災害及び事故の防止 (5) 地域の人々の生活 (6) 県（都，道，府）の様子	地域社会の社会的事象
	5年	(1) 我が国の国土と自然の様子	我が国の国土
		(2) <u>我が国の農業や水産業</u> (3) <u>我が国の工業生産</u> (4) 我が国の情報産業や情報化社会	我が国の産業
	6年	(1) 我が国の歴史上の主な事象	我が国の歴史
		(2) <u>我が国の政治の働き</u>	我が国の政治
		(3) 世界の中の日本の役割	国際理解
中学校社会	1年	—略—	—略—
	2年		
	3年	(1) 私たちの現代社会 (2) <u>私たちの経済</u> (3) 私たちの政治 (4) 私たちと国際社会と諸課題	公民的分野
高校公民	現代社会	(1) 私たちの生きる社会 (2) <u>現代社会と人間としての在り方生き方</u> (3) 共に生きる社会を目指して	政治・経済
		(1) 現代の政治 (2) <u>現代の経済</u> (3) 現代社会の諸課題	

学習指導要領 教科の内容構成（イメージ） 家庭、技術・家庭

小学校家庭	5・6年	A 家庭生活と家族 ー略ー	B 日常の食事と調理 ー略ー	C 快適な衣服と住まい ー略ー	D 身近な消費生活と環境 ■ <u>物や金銭の大切さ、計画的な使い方</u> ■ <u>身近な物の選び方、買い方</u> ■ 身近な環境とのかかわり、物の使い方の工夫
中学校技術・家庭	1～3年	A 家族・家庭と子どもの成長 ー略ー	B 食生活と栄養 ー略ー	C 衣生活・住生活と自立 ー略ー	D 身近な消費生活と環境 ■ <u>消費者の基本的な権利と責任</u> ■ <u>販売方法の特徴、物資・サービスの選択、購入及び活用</u> ■ 環境に配慮した消費生活について工夫と実践
高校家庭		■ 青年期の自立と家族・家庭 ■ 子どもの発達と保育 ■ 高齢期の生活 ■ 共生社会と福祉	■ 食事と健康	■ 被服管理と着装	■ 消費生活と生涯を見通した経済の計画 ◆ <u>消費者問題の現状と課題</u> ◆ <u>生涯の経済計画とリスク管理</u> ■ ライフスタイルと環境

学習指導要領等の内容例

小学校家庭（５・６年生）

D 身近な消費生活と環境

(1) 物や金銭の使い方と買物について、次の事項を指導する。

ア 物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えること。

イ 身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できること。

小学校学習指導要領解説 家庭編（文部科学省著作物）

「物や金銭の大切さに気付き」については、家庭で扱う金銭は家族が働くことによって得られた限りあるものであり、物や金銭が自分と家族の生活を支えていることから、それらを有効に使うことの重要性に気付くようにする。

「物や金銭の計画的な使い方を考える」については、児童が衣食住などの生活で使う身近な物に着目し、日常生活の中で有効に活用できているか、使い方に問題はないか、購入した物は自分の生活にとって必要かどうかなどを考えるようにする。

「適切に購入できる」については、食品等に付けられた日付などの簡単な表示やマークなどを自分の目で確かめ、目的に合った品質のよい物を無駄なく購入することができるようにする。買い方については、現金による店頭での買物を中心とする。通信販売については、地域や児童の実態に応じて触れることも考えられる。



学習指導要領等の内容例

中学校社会

〔公民的分野〕

2 内容

(2) 私たちと経済

ア 市場の働きと経済

身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させるとともに、価格の働きに着目させて市場経済の基本的な考え方について理解させる。また、現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解させるとともに、社会における企業の役割と責任について考えさせる。その際、社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の内容と関連付けて考えさせる。

イ 国民の生活と政府の役割

国民の生活と福祉の向上を図るために、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護など、市場の働きにゆだねることが難しい諸問題に関して、国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる。ま

た、

財源の確保と配分という観点から財政の役割について考えさせる。その際、租税の意義と役割について考えさせるとともに、国民の納税の義務について理解させる。



3 内容の取扱い

(3)内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アについては、身近で具体的な事例を取り上げ、個人や企業の経済活動が様々な条件の中での選択を通じて行われるという点に着目させるとともに、市場における価格の決まり方や資源の配分について理解させること。その際、市場における取引が貨幣を通して行われていることに気付かせること。

中学校学習指導要領解説 社会編（文部科学省著作物）

この中項目は、経済活動の意義について消費生活を中心に学ばせながら、なぜ市場経済という仕組みがあるのか、どのような機能があるのか、なぜ金融は必要なのか、どうしてそのような仕組みがあるのかということを理解させるとともに、企業にはどのような社会的役割と責任があるのかを考えさせることを主なねらいとしている。

「その際、市場における取引が貨幣を通して行われていることに気付かせる」については、財やサービスの取引は貨幣を通して行われていることに気付かせるだけでなく、近年ではICTの発達により様々な支払い方法が用いられるようになってきていることにも気付かせることも必要である。

「金融などの仕組みや働きを理解させる」については、家計の貯蓄などが企業の生産活動や人々の生活の資金などとして円滑に循環するために、金融機関が仲介する間接金融と、株式や債券などを発行して直接資金を集める直接金融を扱い、金融の仕組みや働きを理解させることを意味している。



学習指導要領等の内容例

中学校技術・家庭

〔家庭分野〕

2 内容

D 身近な消費生活と環境

(1) 家庭生活と消費について、次の事項を指導する。

ア 自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること。

イ 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。

3 内容の取扱い

(4) 内容の「D 身近な消費生活と環境」については、次のとおり取り扱うものとする。

イ (1) については、中学生の身近な消費行動と関連させて扱うこと。



自分や家族の消費生活については、小学校における物や金銭の使い方と買物の学習を踏まえ、自覚ある消費行動の基礎として、自分の消費に使える金銭には限りがあることや優先順位を考えた計画的な支出が必要であることなどに気付くようにする。

購入時の支払いについては、二者間の契約を中心に取り上げ、即時払い・前払い・後払いのそれぞれの特徴について理解できるようにする。なお、地域や生徒の実態によっては、プリペイド型の電子マネーが増加していることにも触れ、その適切な取扱いについて指導することも考えられる。



学習指導要領等の内容例

高等学校公民

〔政治・経済〕

2 内 容

(2)現代の経済

ア 現代経済の仕組みと特質

経済活動の意義，国民経済における家計，企業，政府の役割，市場経済の機能と限界，物価の動き，経済成長と景気変動，財政の仕組みと働き及び租税の意義と役割，金融の仕組みと働きについて理解させ，現代経済の特質について把握させ，経済活動の在り方と福祉の向上との関連を考察させる。

イ 国民経済と国際経済

貿易の意義，為替相場や国際収支の仕組み，国際協調の必要性や国際経済機関の役割について理解させ，グローバル化が進む国際経済の特質について把握させ，国際経済における日本の役割について考察させる。

3 内容の取扱い

(2)内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮すること。

イ 内容の(2)については，次の事項に留意すること。

アについては，マクロ経済の観点を中心に扱うこと。「市場経済の機能と限界」については，公害防止と環境保全，消費者に関する問題も扱うこと。また，「金融の仕組みと働き」については，金融に関する環境の変化にも触れること。

「金融の仕組みと働き」については、金融とは経済主体間の資金の融通であることを理解させ、資金の需給が金融市場における金利の変化や、株式市場と債券市場の動向などによって調節されることを、銀行、証券会社など各種金融機関の役割や間接金融、直接金融の意義と併せて理解させる。

また、金融市場における金利の動向が通貨供給量の変化に波及し、消費や貯蓄、投資行動に影響したり、物価や株価、さらには景気の変動に大きな役割を果たしたりすることを理解させ、その関連において中央銀行の金融政策について触れる。

なお、「金融の仕組みと働き」については、「金融に関する環境の変化にも触れること」（内容の取扱い）とあるように、金融業務の自由化や金利の自由化に伴う金融に関する経済環境の変化による国民経済や、家計、企業への影響について理解させることが大切である。さらに、金融機関の倒産などにより金融市場の信頼性が著しく損なわれると、大規模な信用収縮が起き、資金の流れが滞ってしまい、経済活動に大きな影響を与えることに気付かせる必要がある。また、クレジットやローンなど日常生活の中での金融の役割、貸し手及び借り手の自己責任の原則や契約の重要性について、大項目(1)アと関連させて具体的に理解させるようにする。その際、多重債務問題にも触れるようにする。



学習指導要領等の内容例

高等学校家庭

〔家庭総合〕

2 内 容

(3)生活における経済の計画と消費

生活における経済の計画，消費者問題や消費者の権利と責任などについて理解させ，現代の消費生活の課題について認識させるとともに，消費者としての適切な意思決定に基づいて，責任をもって行動できるようにする。

ア 生活における経済の計画

生活と社会とのかかわりについて理解させ，生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性について認識させる。

イ 消費行動と意思決定

消費行動における意思決定の過程とその重要性について理解させ，消費者として主体的に判断できるようにする。

ウ 消費者の権利と責任

消費生活の現状と課題，消費者問題や消費者の自立と支援などについて理解させ，消費者としての権利と責任を自覚して行動できるようにする。

3 内容の取扱い

(2)内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(3)のアについては，家庭の経済生活の諸課題について具体的に扱うようにすること。ウについては，契約，消費者信用及びそれらをめぐる問題などを取り上げて具体的に扱うこと。

高等学校学習指導要領解説 家庭編（文部科学省著作物）

生活と経済のつながりについて、家計の構造や経済全体の仕組みとのかかわりを理解させ、経済社会の大きな変化の中で、主体的な資金管理の在り方やリスク管理の考え方を導入した経済計画の重要性について認識させる。また、カード社会の浸透に伴う利便性や問題点について、具体的な事例を通して多重債務問題の原因や実情を理解させる。

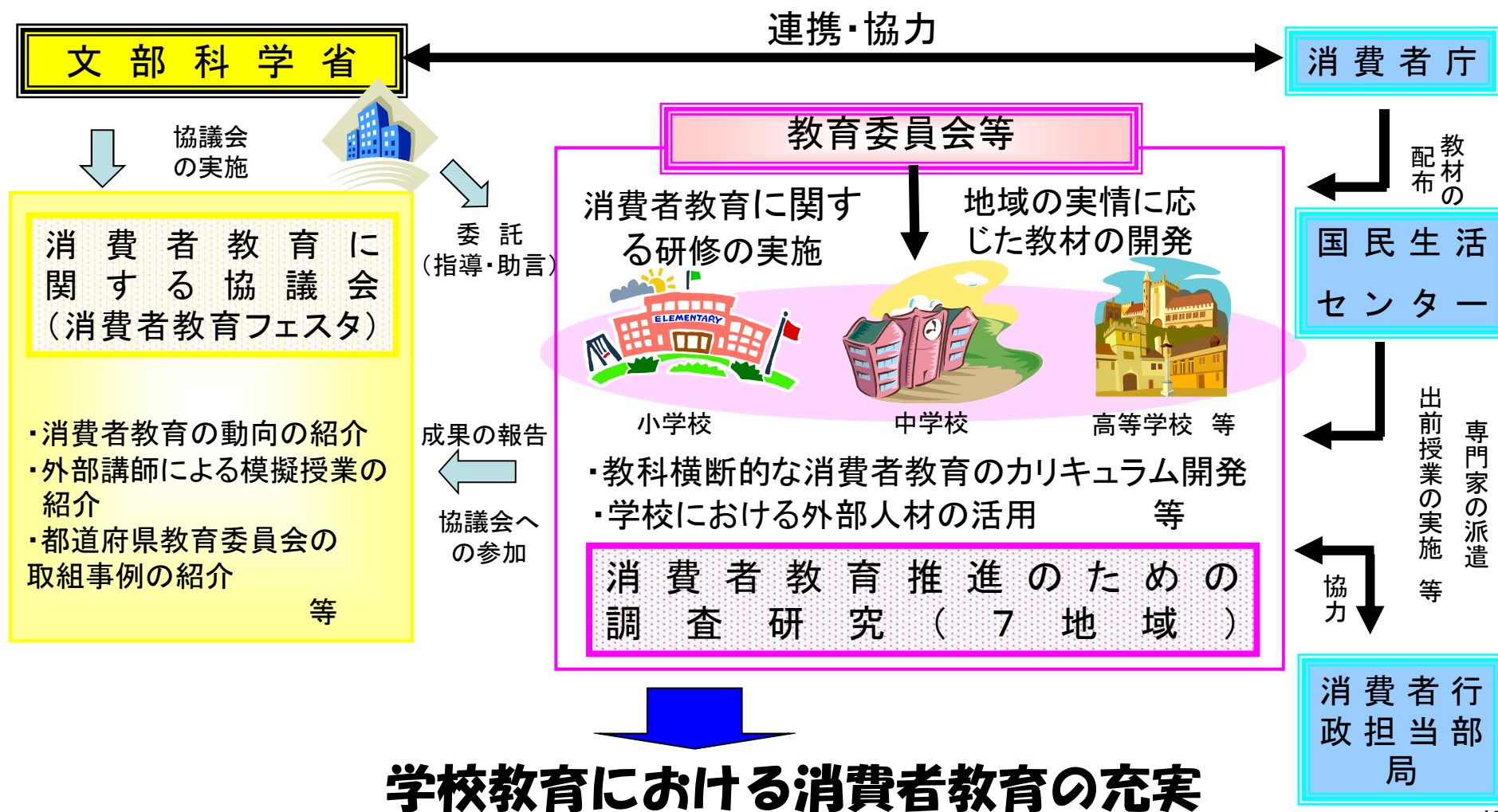


学校教育における消費者教育の推進

平成26年度予算額 7,372千円

概要

消費者教育推進法(平成24年12月施行)や同法に基づく消費者教育の推進に関する基本的な方針や消費者基本計画等を踏まえ、関係機関や団体等との効果的な連携の下、学校における消費者教育の実践的な取組について調査研究を行うとともに、消費者教育に関する協議会を通じた成果の普及等を図ることにより、学校における消費者教育の推進を図る。



平成26年度「消費者教育推進のための調査研究」指定地域一覧

番号	都道府県名	団体名	学校種等	取組概要
1	北海道	北海道教育委員会	教育委員会 高等学校	○教員研修 ・消費者教育指導者養成講座の開催 ・教育課程研究協議会の開催 ・管内高等学校家庭科教員研修会の実施 ○指定校(千歳北陽高等学校)による調査研究 ・関係機関等と連携した消費者トラブル未然防止教材の開発 ・言語活動の充実を図る公民科、家庭科の授業改善 ・弁護士会等の関係団体との連携及び外部講師の活用
2	高知県	高知県教育センター	県教育センター	○小・中・高等学校及び特別支援学校教員を対象とした「消費者教育推進講座」の実施 ・高知県消費生活センターや高知県多重債務者対策協議会などと連携し、消費者市民社会に関する基礎知識を学ぶ。 ・各校の実践事例を基に協議し、校種間及び教科間の連携した授業づくりを考案する。 ○消費者教育推進講座を受講する教員を対象に、「消費者教育の充実・改善に向けた授業づくりに関するアンケート調査」の実施 ・講座受講前後、講座内容の活用状況、具体的な授業実践の調査等
3	福岡県	大牟田市教育委員会	教育委員会 小学校	○総合的な学習の時間を中心とした各教科・領域との関連を図った消費者教育カリキュラムの開発 ・ユネスコスクール加盟校として、国際理解教育、環境教育、福祉教育、食育に係る取組に、消費者教育の視点を組み入れ、総合的な学習の時間、各教科・領域との関連及び学年間の系統を図ったESDカレンダーの作成とカリキュラム開発を行う。
4	北海道	国立大学法人 北海道教育大学	中学校	○各教科の指導計画等から抽出した消費者教育に関わる内容と、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」に示された「消費者教育が育むべき力」との関連を整理した「消費者教育指導計画」の作成 ○消費者教育に関する啓発資料の作成・公開
5	東京都	国立大学法人 東京大学	中等教育学校	○生活体験の乏しい生徒にとっても身近な存在である中食を活用し、食育、国際理解教育、環境教育、法教育、金融経済教育などを多角的に扱う高校における授業実践例の作成 ○中学校・高等学校の発達段階や本校の実情に応じた消費者教育の学年配分を明らかにする。 ○中食から考えられるテーマを通して他教科との連携の方向性を探る。
6	東京都	国立大学法人 お茶の水女子大学	高等学校	○ エシカル・ファッションの学習の生徒への定着を効果測定し、エシカル・ファッションの学習が消費の背景を考えることに効果的であることを実証する。 ○ 他教科や総合的な学習の時間との連携により、より効果的な教育手法を提案する。 ○ 日本の伝統技術生産者や社会貢献プログラムに関わるエシカル・ファッションの生産地や工場、店舗の視察を行うことで、実情に基づいたより深い理解と知識を、教育の現場に生かす。 ○ 25年度の調査研究事業でのエシカル・ファッションを用いた事業の成果との比較検証を行う。
7	愛媛県	国立大学法人 愛媛大学	小学校 中学校 特別支援学校 高等学校 大学	○小中高大特別支援学校での交流活動 (1)消費者支援活動を行っている講師を招いた講演会 (2)小中高・特別支援の児童生徒及び大学生による共同製作体験 (3)それぞれの学校行事を活用した販売体験や学習発表 ・「内子フレッシュパークからり」における生産・加工・販売に携わる人々との交流と販売体験実習 ・各校の文化祭等における販売・学習発表の実践 ○発達段階を踏まえた家庭科授業の実践 (1)各校の年間指導計画の見直し (2)授業研究 (3)他教科や外部団体(企業、NPO団体等)との連携

大学・社会教育における取組



大学等及び社会教育における消費者教育の指針（概要）

消費者教育推進委員会（平成23年3月30日）

経緯

消費者基本法の改正（平成16年）

- ・「消費者の権利の尊重」「消費者の自立の支援」が基本理念に盛り込まれ、消費者教育に関する規定が充実。

消費者庁関連三法（平成21年）

- ・消費者庁関連三法の審議過程において、消費者安全法に消費者教育の規定が国及び地方公共団体の責務として盛り込まれる。
- ・三法案に対する付帯決議において、消費者教育の充実が求められた。

消費者基本計画（平成22年）

- ・「消費者の利益の擁護及び増進」、「消費者の権利の尊重及び自立の支援」を一層充実させるため、消費者政策の基本的方向として、「消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する消費者の充実」、その具体的施策の一つとして、「大学等及び社会教育における消費者教育の指針の作成」を記載。

背景

- 暮らしの土台そのものを揺るがす問題の発生
～ 食の安全・安心という消費生活の最も基本的な事項に対する消費者の信頼を揺るがす事件や高齢社会を迎えるに当たって高齢者の生活の基盤である資産を狙った悪質商法など
- インターネットや携帯電話の普及により、若い世代における消費者トラブルの急増

<平成22年度文部科学省委託調査「消費者教育に関する取組状況調査」>

○消費者問題に関する大学等の取組の現状

- ・消費者教育に関する教育（科目、ゼミ等）に尋ねたところ、「回答する科目がない」とした大学等は約半数。
- ・教職員に対する啓発・情報提供は、約7割の大学等において行われていない。
- ・消費者教育を推進する際の課題として、約3割強が「指導者や講師となる人材がいらない」、約2割弱が「どのような取組をすればよいかわからない」と回答（複数回答による）。

○社会教育における消費者教育に関する教育委員会の取組の現状

- ・約3割弱の教育委員会が、社会教育における消費者教育に取り組んでいる。
- ・消費者教育を推進する際の課題として、「指導者や講師となる人材がいらない」、「予算がない」、「どのような取組をすればよいかわからない」、「活用できる教材が少ない」の回答が約2割程度あげられた（複数回答による）。

社会状況に対応した、消費者への教育を推進するために参考となる指針が必要

大学等及び社会教育における消費者教育の指針

消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援するための教育の指針

（1）大学等及び社会教育における消費者教育の目的と戦略を明確化

<消費者教育の目的>

- ① 消費に関する基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、これらを活用して、消費者被害等の危機回避能力、生活設計能力、問題解決能力をはぐむ。
- ② 他者や社会とのかかわりにおいて意思決定し、よりよい社会を形成する主体として、経済活動に関して倫理観を持って責任ある行動をとれるようにする。
- ③ 消費を、持続可能な社会を実現するための重要な要素として認識し、持続可能な社会を目指してライフスタイルを工夫し、主体的に行動できるようにする。

<消費者教育の目的を達成するための戦略>

- (1) 生涯学習の一環として、消費者教育を学び続けることができる環境づくり
- (2) 学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、消費者教育の充実
- (3) 持続可能な社会づくりに向けた視点を取り入れた消費者教育の推進

（2）消費者教育の推進に関する大学等及び社会教育の役割、効果的な教育の在り方等をとりまとめ

<大学等の役割から見た消費者教育の必要性>

- (1) 学生への生活支援
- (2) 自立した消費者及び職業人並びに消費生活に係る専門的人材の育成
- (3) 生涯学習拠点としての地域貢献
- (4) 大学組織の危機管理

<大学等における消費者教育の取組の方向性>

- ① 啓発・相談
- ② 教育・研究
- ③ 地域貢献
- ④ サークル・自主活動

【取組事例】

- ・明治大学（学生相談室による啓発及び法律相談）
- ・三重大（替え歌等の能動的要素を加えた授業）

<社会教育の役割から見た消費者教育の必要性>

- (1) 自立した消費者の育成
- (2) 地域社会（コミュニティ）の基盤強化

<社会教育における消費者教育の取組の方向性>

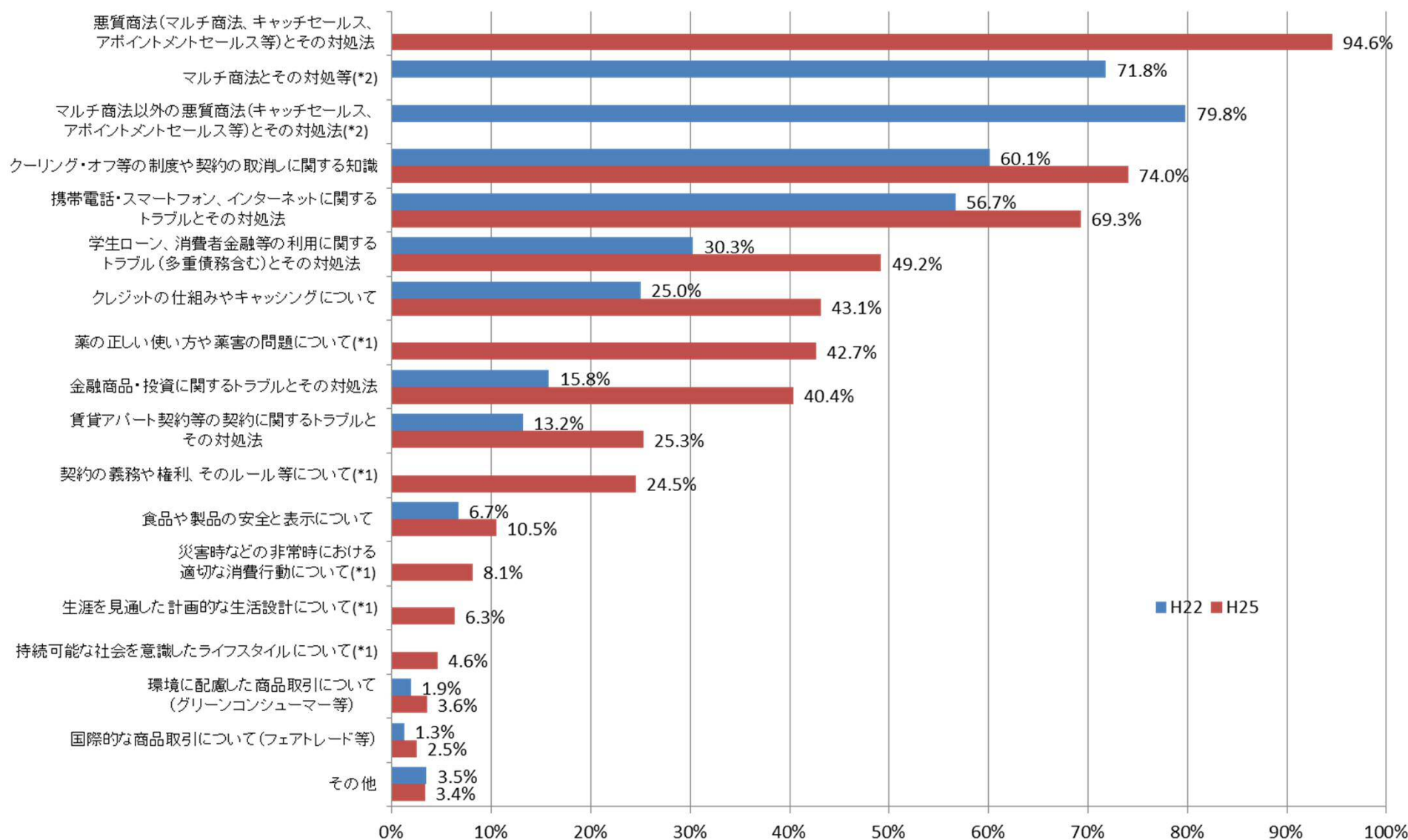
- ① 消費者教育の担い手育成
- ② 総合的、継続的な学習機会の提供
- ③ アウトリーチによる学習機会の提供
※ アウトリーチ＝手を伸ばす、差し伸べる

【取組事例】

- ・鳥取県（高等教育機関との連携による学習機会の提供）
- ・福岡県、地元企業（企業の地域貢献活動による啓発）
- ・香川県（市町教育委員会社会教育担当との連携）

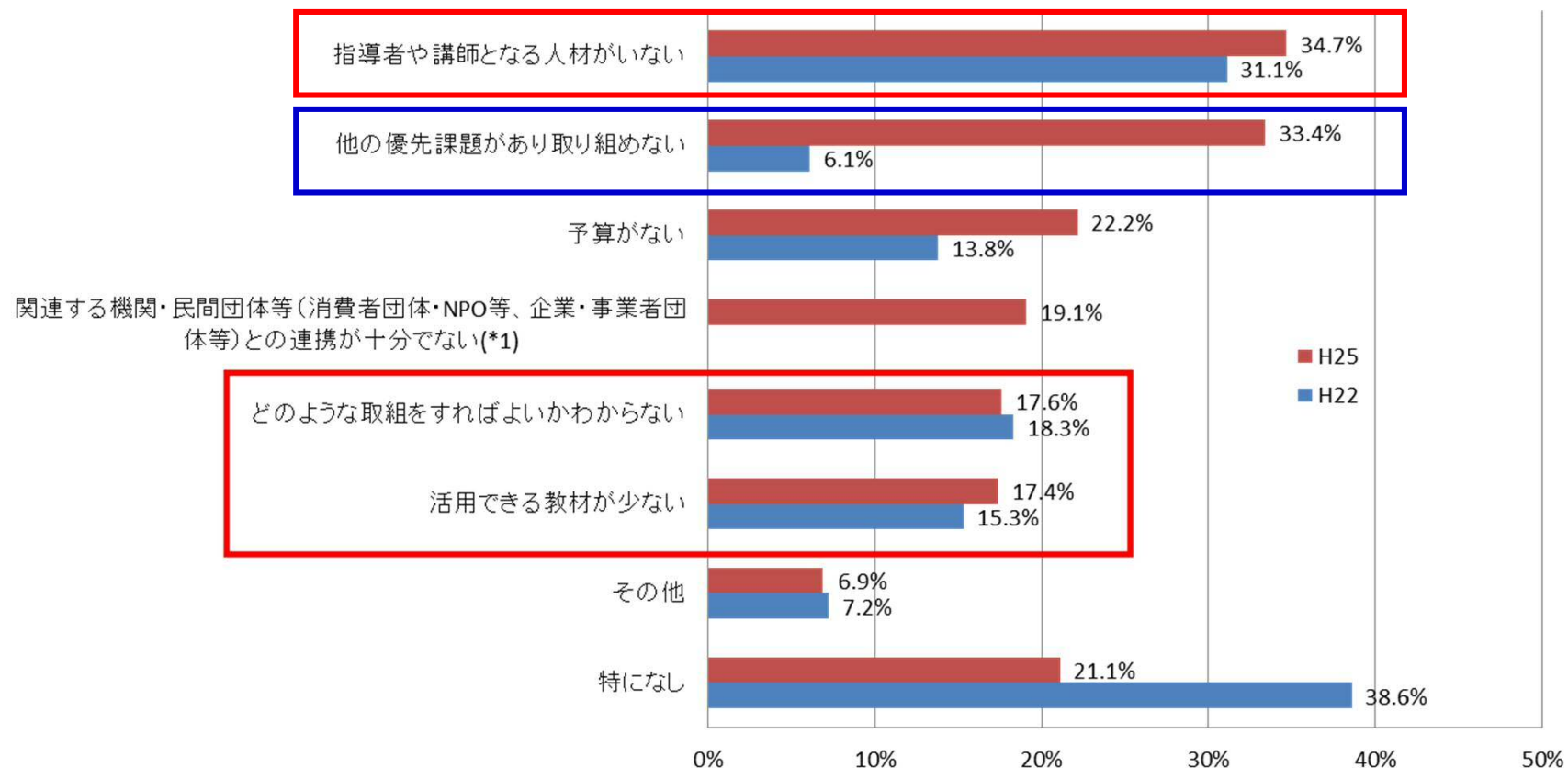
学生に対する啓発・情報提供の内容

問 消費者問題について、学生に対してどのような内容の啓発・情報提供を行っていますか。(複数回答)



大学等における消費者教育推進の課題

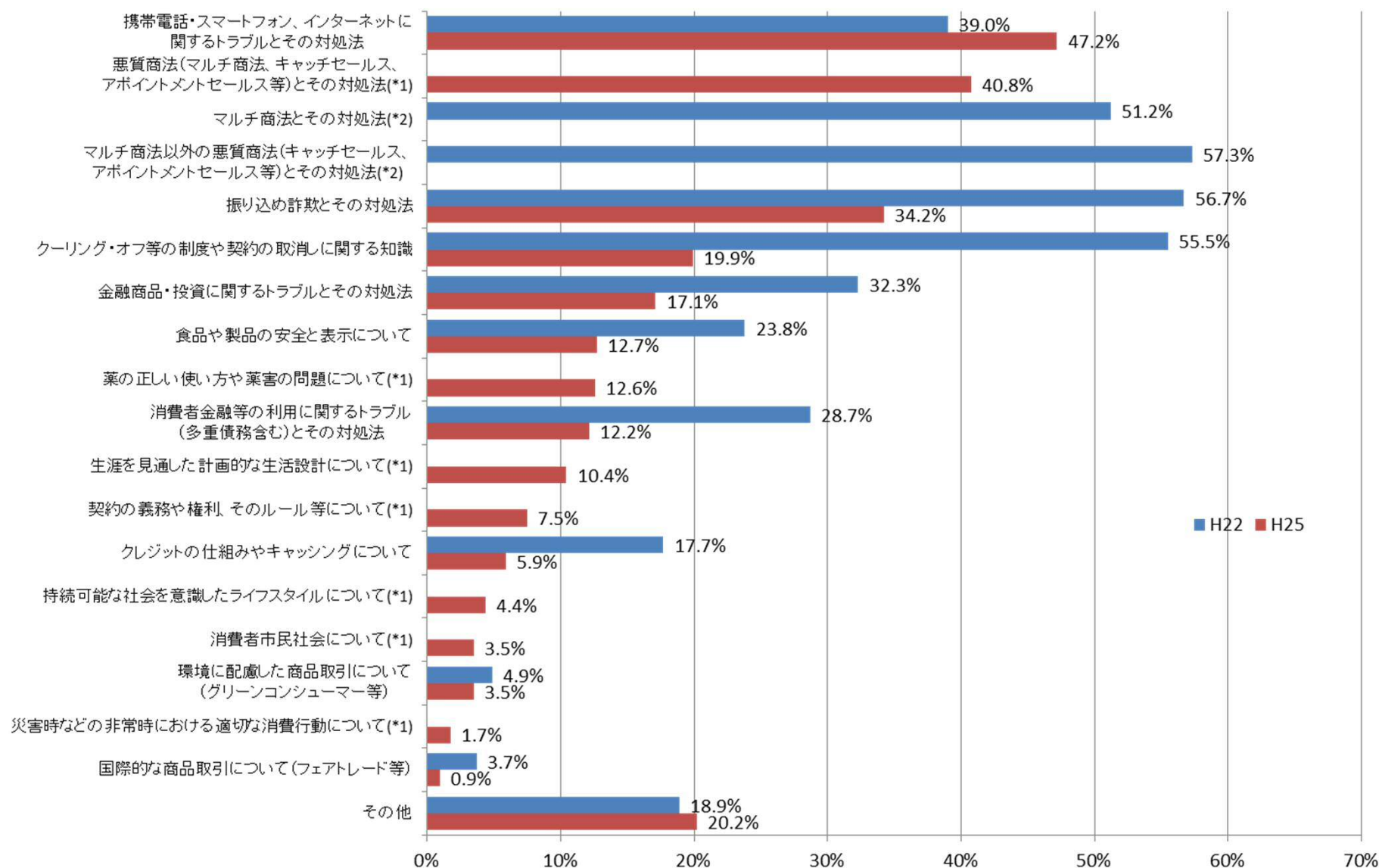
問 貴学において、消費者教育を推進するにあたって、課題と考えていることについて教えてください。(複数回答)



消費者教育の課題として、平成22年度と同様に「指導者や講師となる人材がいない」、「どのような取組をすればよいかわからない」、「活用できる教材が少ない」といった課題があげられている。また、平成25年度の特徴として、「他の優先課題があり取り組めない」の回答が多くなっている。

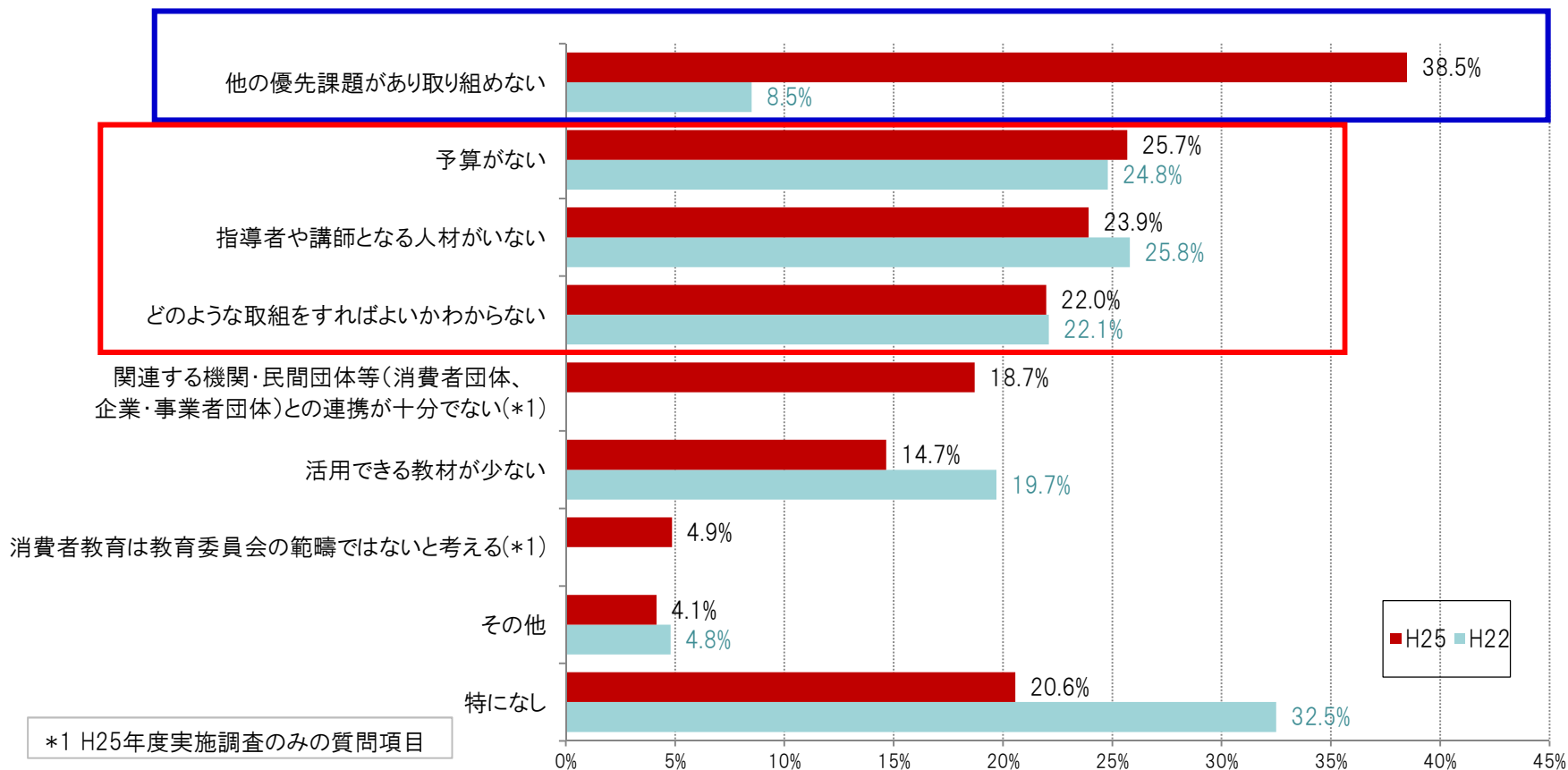
社会教育における消費者教育の内容

問 貴教育委員会が実施・協力した消費者教育関連の取組の内容(扱ったテーマ)について、あてはまるものをすべて選択してください。(複数回答)



教育委員会における消費者教育推進の課題

問 貴教育委員会において、消費者教育を推進するにあたって、課題と考えていることについて教えてください。（複数回答）



消費者教育の課題として、平成22年度と同様に「予算がない」、「指導者や講師となる人材がいない」、「どのような取組をすればよいかわからない」といった課題があげられている。
また、平成25年度の特徴として、「他の優先課題があり取り組めない」の回答が最も多くなっている。

大学・社会教育分野での文部科学省のこれまでの取組

消費者教育の推進に当たっては、平成22年度より「消費者教育推進事業」を実施し、有識者からなる消費者教育推進委員会のもと、大学等や地域における消費者教育の充実を目指し、以下の取組を実施。

大学等及び社会教育における消費者教育の指針

(H22年度)

本指針では、従来から行われている被害防止教育だけではなく、自らが主体的に行動していく自立した消費者を育成するため、大学等及び社会教育における教育の基本的方針を提示。

消費者教育実践の手引き ～親子を対象にした教育実践～

(H23年度)

消費者教育は、学校教育等に加え、家庭における教育も重要との認識から、親子を対象とした消費者教育を促進するため、企画実施者向け手引きを作成。

手引きは、各地域でこれから消費者教育を初めて行う方にも理解がしやすいよう、基本的な目的や意義等から説明し、親子で参加しやすいワークショップによる教育を取り上げ、その企画から準備、実施、評価までのプロセスについて解説したほか、具体的な実践例も掲載。



マナビィといっしょにおつかい すごろく

(H23年度)

親子を対象にした消費者教育を推進するため、親子が継続的に使用し、消費者教育の浸透を図ることができる具体的な教材例として作成。

すごろくに買い物の要素を盛り込み、物を選択し、お金と交換するという消費活動

の基本を習得できるようにしたほか、予算の範囲内で選択することや消費生活に関するクイズを設け、知識を得られるように工夫。



地域における消費者教育実践のヒント集

(H24年度)

地域における消費者教育が効果的に推進されるよう、平成24年度に実施した消費者教育フェスタの成果を中心に、連携・協働体制の構築のためのヒントや先進地域の事例等を提示。

消費者教育フェスタ (H22年度～)

「消費者教育フェスタ in 千葉」(H26年1月)での消費者教育に関する授業実践の様子

文部科学省の消費者教育に関する事業の成果を広く還元するとともに、消費者教育を実践する多様な主体と連携・協働することにより、消費者教育の更なる推進を図ることを目的に、消費者教育フェスタを開催。フェスタでは、講演、パネルディスカッションのほか、消費者教育の授業公開や各種企業・団体によるワークショップ等を実施。(平成25年度は、札幌・名古屋・千葉の3会場で開催。)



消費者教育推進事業 親子で学ぶ消費者教育 「消費者教育実践の手引き ～親子を対象にした教育実践～」

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課

（概要・ねらい）

本手引きは、消費者教育の企画実施者を主な対象として、各地域でこれから消費者教育を初めて行う方にも理解がしやすいよう、基本的な目的や意義等から説明し、親子で参加しやすいワークショップによる教育を取り上げ、実施のプロセスについて解説した。

また、手引きには、実践例や教材例も盛り込み、効率的、効果的に実施ができるようまとめた。



（構成）

1. 消費者教育とは
 - ・ 消費者教育に関する基本的な目的や意義
2. 消費者教育の実践
 - ・ 消費者教育を実施するにあたり、対象や手法の解説と注意事項
3. 親子で学ぶ消費者教育の実践
 - ・ ワークショップの実施プロセスの解説
4. 事例集
 - ・ 文部科学省での実践例
5. 参考資料
 - ・ 親子向け教材「マナビィといっしょにおつかいすごろく」

（配布先）

都道府県及び政令市教育委員会に配布するほか、文部科学省ホームページにてダウンロード可能。

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課

27

消費者教育推進事業 「地域における消費者教育実践のヒント集」

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課

（概要）

全国の消費者教育の先行的事例や社会教育、消費者行政などの参考となる取組事例から、地域で消費者教育を実践するためのヒントとなるべき事項を整理し、教育委員会等が地域における消費者教育を推進するに当たって参考となる冊子を作成。

（構成）

I. はじめに

II. 連携・協働を考える

1. 消費者教育の実施主体
2. 自らのセクターの理解

III. 連携・協働を組み立てる

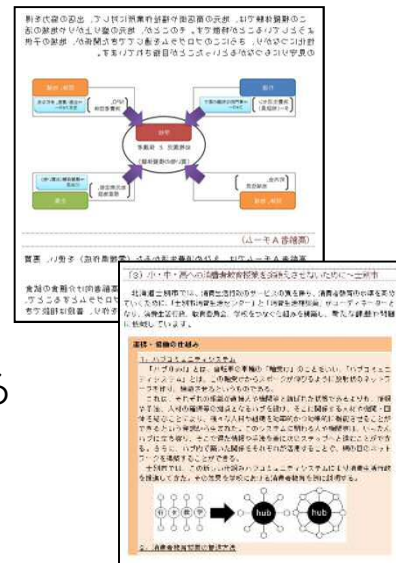
1. ワークショップの実施
2. ワークショップの内容
3. イメージマップの作成
4. ワークショップの成果
5. 消費者教育における課題、問題点

IV. 連携・協働を実践する

1. 他の分野における連携・協働の実践
2. 消費者教育における連携・協働の実践

（配布先）

都道府県及び市町村の消費者行政部局及び教育委員会に
配布するほか、文部科学省ホームページにてダウンロード可能。



V. 連携・協働を展望する

1. 連携・協働の第一歩
2. 連携・協働のための糸口

VI. 連携・協働の手法 ～ワールド・カフェの可能性～

1. 連携・協働の社会的背景
2. 連携・協働とは
3. 「対話」を生み出す手法ーワールド・カフェ
4. 連携・協働の意義 一時限付きで機嫌よくー

参考資料

- (1) ワークショップ資料
- (2) アンケート結果



（図3 ワールド・カフェの進め方）
参考文獻：吉瀬正也『ワールド・カフェ・デザインの可能性ー対話による社会構築に向けてー』立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科修士論文、2012

消費者教育フェスタについて

◇ 趣 旨

文部科学省の消費者教育に関する事業（生涯学習政策局、初等中等教育局）の成果を広く還元するとともに、消費者教育を実践する多様な主体と連携・協働することにより、消費者教育の更なる推進を図る。

◇ 主 催 文部科学省

◇ 協 力 社会的責任に関する円卓会議

<社会的責任に関する円卓会議>

多様な主体（事業者団体、消費者団体、労働組合、NPO・NGO、金融、行政）が対等な立場で参加し、政府だけでは解決できない課題に協働して取り組むための枠組み。（平成21年3月設立）

◇ 主な参加者 教育委員会関係者、消費者行政関係者、大学関係者、消費者教育を実践する者（事業者団体、消費者団体等）など

【実績】

平成24年度

- ・ 平成25年 1月30日、31日 会場：兵庫県神戸市（神戸市、神戸市教育委員会、神戸市消費者協会と共催）
参加者：2日間延べ1,123名
- ・ 平成25年 2月27日、28日 会場：文部科学省 参加者：2日間延べ297名

平成25年度

- ・ 平成25年12月 5日 会場：北海道札幌市 参加者：144名
- ・ 平成26年 1月17日 会場：愛知県名古屋市 参加者：192名
- ・ 平成26年 1月30日、31日 会場：千葉県千葉市（千葉市教育委員会と共催） 参加者：2日間延べ608名

平成26年度

- ・ 平成26年10月18日 会場：大阪府堺市（特定非営利活動法人南大阪地域大学コンソーシアムと共催）
参加者：132名

消費者教育アドバイザーについて

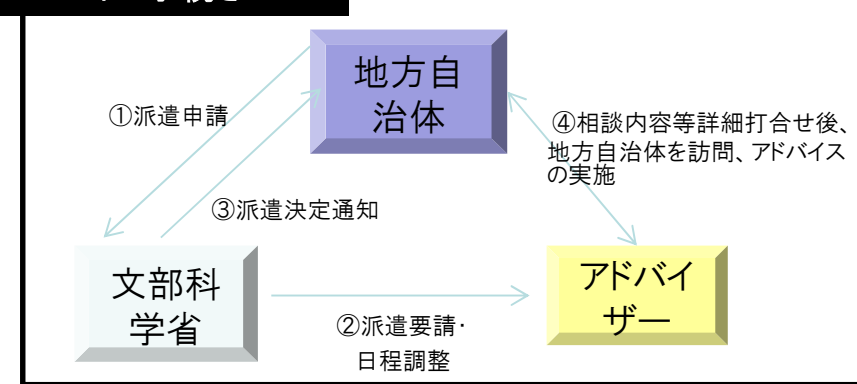
◇ 趣 旨

地域における消費者教育が、連携・協働により一層推進されるよう、全国の社会教育等における消費者教育の先駆的实践者を、文部科学省が委嘱し、地方自治体からの求めに応じて派遣する。

【派遣例】

- ・地方自治体における消費者教育推進方策に係る指導助言
- ・消費者教育に関するフォーラム等における講演、パネリスト
- ・教職員、民生委員、社会福祉主事等に対する研修等の講師
- ・連携・協働体制構築のためのコーディネーター 等

アドバイザー派遣の流れ・手続き



平成26年度消費者教育アドバイザー派遣(予定)一覧 (平成26年10月23日現在)

	派遣(予定)年月日	派遣者	役職	派遣先
1	平成26年 7月 1日(火)	西村 隆男	横浜国立大学教育人間科学部教授	柏市消費生活センター
2	平成26年 7月25日(金)	柿野 成美	(公財)消費者教育支援センター 総括主任研究員	広島県立教育センター
3	平成26年 7月31日(木)	あんびる えつこ	子供のお金教育を考える会代表	高知市市民生活課消費生活センター
4	平成26年 8月 6日(水)	荒木 武文	神戸市教育委員会事務局健康教育担当 部長	伊丹市立消費生活センター
5	平成26年 9月 1日(月)	柿野 成美	(公財)消費者教育支援センター 総括主任研究員	鳥取県生活環境部くらしの安心局消費生活センター
6	平成26年10月24日(金)	柿野 成美	(公財)消費者教育支援センター 総括主任研究員	地方消費者グループ・フォーラム中部ブロック 実行委員会
7	平成27年 1月17日(土)	あんびる えつこ	子供のお金教育を考える会代表	札幌市消費者センター